

平成 29 年度以降の個別援助計画等の提出について

平成 29 年度より、介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)へ移行しますが、訪問介護事業所及び通所介護事業所から、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所へ提出している個別援助計画等は、下記のようにこれまでと同様に提出してください。

帳 票	提出時期
個別援助計画書 (介護計画)	◎この期間は、介護支援専門員等が作成する介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表)の期間と同様にしてください。この期間は、個人の心身の状況に応じて介護支援専門員等のケアマネジメントや担当者会議等で決定しますが、最長は12か月となります。なお、初めてサービスを利用される方については、6か月の期間となります。
モニタリング報告書	毎月の心身の状況を記載しているモニタリング報告書については、翌月の月上旬頃には、介護支援専門員等へ提出してください。
評価表	◎ <u>通所介護サービスで、運動器・栄養・口腔・生活機能向上グループ活動の加算を算定する場合</u> 3ヶ月に一度は評価表を提出してください。 ◎ <u>通所介護サービスで上記の加算を算定しない場合や、訪問介護サービスについて</u> 介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表)の期間に従い、6ヶ月に一度は評価表を提出してください。 ◎計画表の期間が6ヶ月未満については、最終月に評価表をしてください。
請求	毎月の請求で、新しい総合事業の場合には、特にサービスコード等を確認して請求するようにしてください。

※なお、帳票の様式については、従来どおり、事業所ごとで作成している様式を継続して使用して頂いても構いませんが、介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)へ移行した方の帳票は、下記のようにタイトルを変更していただきますようお願い致します。

平成 28 年度	平成 29 年度(新しい総合事業に移行した方)
介護予防訪問介護	安芸高田市第 1 号訪問事業訪問介護計画
→	
介護予防通所介護	安芸高田市第 1 号通所事業通所介護計画

